

鳥取県告示第756号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成21年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 河川整備計画を定めた河川
由良川水系
- 2 河川整備計画を閲覧に供する場所
鳥取県県土整備部河川課、鳥取県中部総合事務所、倉吉市建設部建設課及び北栄町産業振興課